

第四次あきた売れる米づくりランクアップ運動推進要領

制 定 令 和 6 年 4 月 1 日

1. 目的

米を巡っては、需給の緩和に伴う価格の低迷や全国的な良食味・新ブランド米の誕生による販売競争の激化など、大きな変化をみせている。

このような中で、本県が将来とも米主産県としての地位を確保するには、安全・安心を基本に売れる米づくり対策、とりわけ、販売に大きな影響を与える品質・食味の向上を重点的に図っていく必要がある。

このため、栽培技術の向上はもちろんのこと、作付けの基本となる優良種子の安定的な確保や農産物検査技術の向上、さらには米穀保管倉庫における品質管理の徹底に向け、引続き、第三次あきた売れる米づくりランクアップ運動を継続し、第四次として取り組むものとする。

2. 運動の名称

第四次あきた売れる米づくりランクアップ運動

3. 運動の目標

- (1) 優良種子の確保と種子更新率 100%
- (2) 高品質・良食味米の生産
 - ① 整粒歩合 80%以上（網目 1.9mm 以上 100%）
 - ② 食味値 80 以上（玄米水分 14.5～15.0%）
（玄米蛋白 6.2% 以下）〔あきたこまちの場合〕
 - ③ 栽培履歴記帳 100%
- (3) 米穀保管倉庫における品質事故ゼロ
- (4) 異常気象時における品質と収量の確保

4. 運動の推進期間

令和 6 年度～令和 8 年度（3 カ年）

5. 推進事項

- (1) 推進体制の整備
- (2) 運動目標達成に向けた活動の展開（別紙「対策の実施事項と段階別役割」）
 - ① 売れる米づくり対策の普及啓発
 - ② 表彰の実施
 - ③ 具体的な実践

附 則

- 1. この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

対策の実施事項と段階別役割

県段階（産米改良協会）	地区段階（ＪＡ、主食集荷）
1 推進体制の整備 (1) 本部員会議、推進員会議の開催 (2) 関係機関・団体との連絡調整 (3) 地区との連携強化 2 売れる米づくり対策の普及啓発 (1) 広報活動の強化 (2) ＨＰによる「秋田米情報」の発信 (3) パンフレット、チラシの作成配布 (4) 各種研修会への参画 3 表彰の実施 (1) 売れる米づくり運動表彰 (2) 水稻種子共励会褒賞 (3) 産米品評会褒賞 4 対策の実施 (1) 水稻種子生産共励会及び産米品評会の開催 (2) 産米改善研修会等への助成支援 (3) 品質調査（整粒歩合、水分、蛋白）と情報提供 (4) 水稻種子生産者への指導 (5) 農産物検査技術の向上支援 (6) ＣＥ及び米穀保管倉庫の巡回指導	1 推進体制の整備 (1) 推進会議の開催 2 売れる米づくり対策の普及指導 (1) 広報活動の強化 (2) パンフレット、チラシの活用 (3) 推進大会、座談会、研修会等の開催 3 表彰の実施 (1) 受検組合、優良生産者等の表彰 4 対策の実施 (1) 生産者への技術指導 (2) 網目１．９mmの使用推進 (3) 種子更新率１００％推進 (4) 栽培履歴記帳１００％推進 (5) 全生産者の食味検査の実施 (6) 採種圃の指導の強化 (7) 適格な等級格付けと指導的検査員による農産物検査技術の内部研修、落等（２等以下への格付け）要因に基づく生産者への指導 (8) ＣＥを活用した高品質米の生産と事故防止 (9) 米穀保管倉庫の適正な管理と自主点検の実施 (10) 気象変動対策に係る指導